

第4期

高知県廃棄物処理計画の概要 (平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

高知県林業振興・環境部

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間と目標年度	2
3. 計画の対象とする廃棄物	2
第2章 廃棄物の現況	3
1. 一般廃棄物の現況	3
(1) ごみ	3
2. 産業廃棄物の現況	8
第3章 前回の計画目標の達成状況と課題	14
1. 前回の計画目標の達成状況	14
(1) 一般廃棄物	14
(2) 産業廃棄物	15
2. 廃棄物処理の課題	16
(1) 一般廃棄物	16
(2) 産業廃棄物	17
第4章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標	18
1. 一般廃棄物の将来予測	18
2. 産業廃棄物の将来予測	19
3. 一般廃棄物の減量化目標	20
(1) 国の減量化目標	20
(2) 高知県の減量化目標	20
4. 産業廃棄物の減量化目標	21
(1) 国の減量化目標	21
(2) 高知県の減量化目標	21
第5章 施策の展開	23
第6章 計画を円滑に推進するための役割	28

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

国は、「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための制度的な枠組みを整え、「循環型社会」への転換を図ってきました。

世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となる等、廃棄物をめぐる情勢は刻々と変化しており、今日的な状況変化に対応し、諸課題に対処するためにも、今後、循環型社会への転換をさらに進めるとともに、低炭素社会との統合についても配慮し、環境と経済成長とが両立する社会づくりにつなげていくことが求められています。

近年における環境への負荷を少なくする取組みとしては、太陽光・風力発電等新エネルギー開発やこれらの利活用への取組み、グリーン購入の広がり、レジ袋削減の取組み、県民への啓発と地域における美化活動等が行われていますが、少子高齢化をはじめ生産品目や消費サイクル等の廃棄物を取り巻く環境も変わってくるため、今後は、より一層廃棄物の排出を抑制し、エネルギー源としての活用を含めた適正な規模で資源を循環させることができる仕組みづくりを進める必要があります。

こうしたことから、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等の推進に関する基本的な方策を示すものとして、高知県廃棄物処理計画を策定しました。

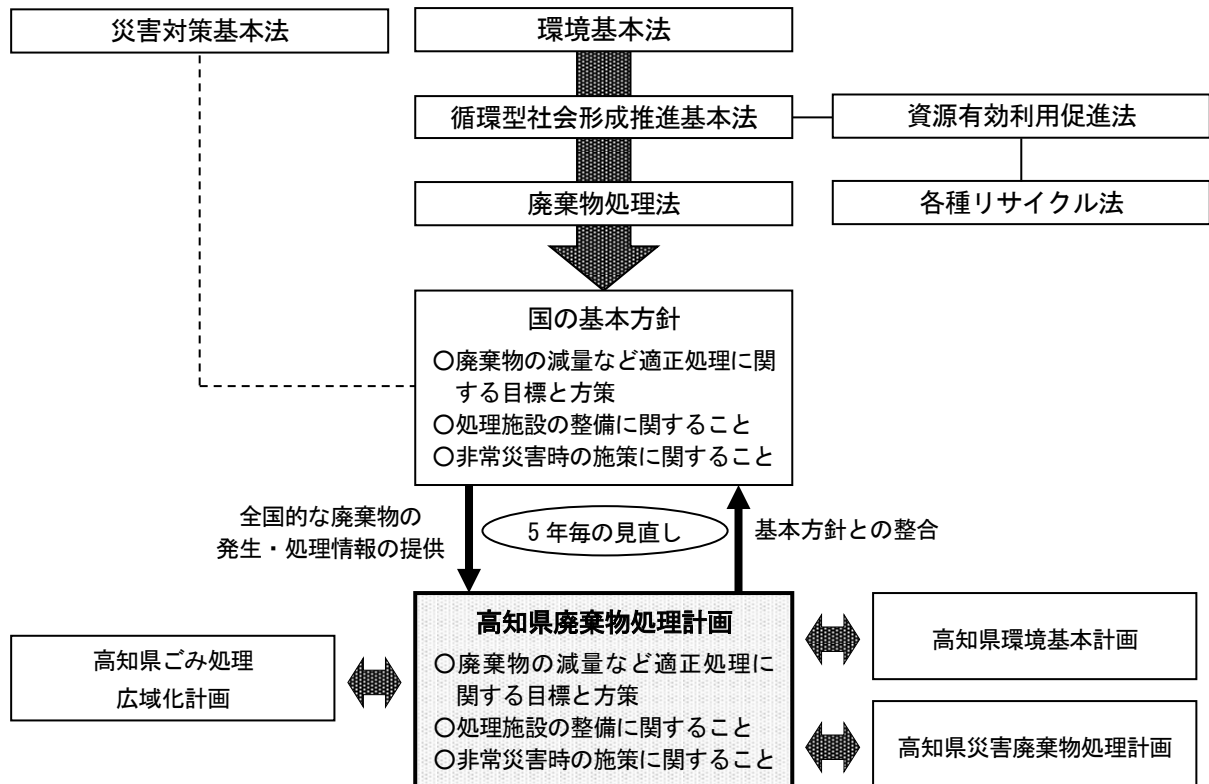


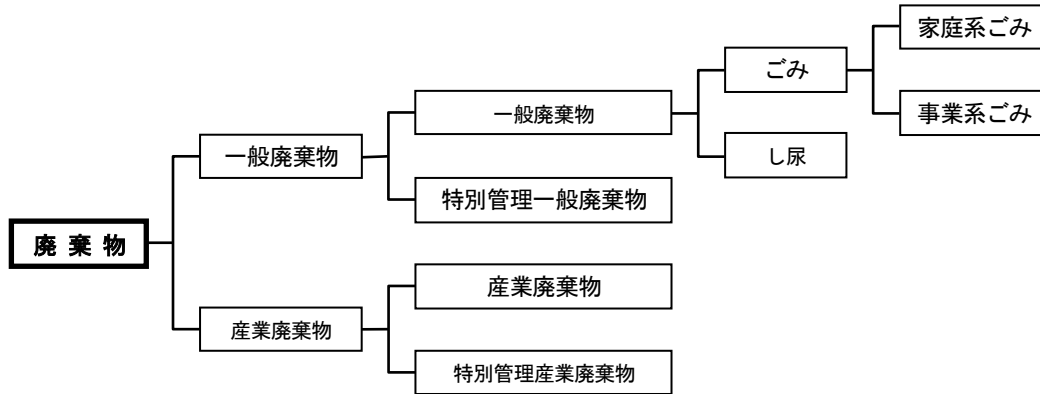
図 1-1-1 本計画の位置づけ

2. 計画期間と目標年度

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、平成 32 年度を目標年度とします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。



注) 図中の廃棄物の定義は以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物をいう
- ・特別管理一般廃棄物 : 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた 20 種類 (表 1-3-1)
- ・特別管理産業廃棄物 : 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・家庭系ごみ : 一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの
- ・事業系ごみ : 一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出されるもの
- ・し尿 : 人体から排出される排泄物をいう

図 1-3-1 本計画の対象とする廃棄物

表 1-3-1 産業廃棄物の種類と例示

種 類	例 示	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず (廃タイヤを含む) 等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類 (板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの (範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業 (家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの (範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (通称「13号廃棄物」という)	コンクリート固形化物、灰の溶融固化物等

第2章 廃棄物の現況

1. 一般廃棄物の現況

(1) ごみ

平成26年度に高知県が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、本県の平成26年度のごみの排出量は、約261千トンで、集団回収量を除いた計画処理量は260千トンとなっています。

処理・処分量についてみると、溶融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計57千トン（計画処理量の21.8パーセント）、焼却などの中間処理による減量化量は190千トン（同73.2パーセント）、最終処分量は13千トン（同5.0パーセント）となっています。

表2-1-1 ごみの排出及び処理・処分状況のまとめ（平成26年度）

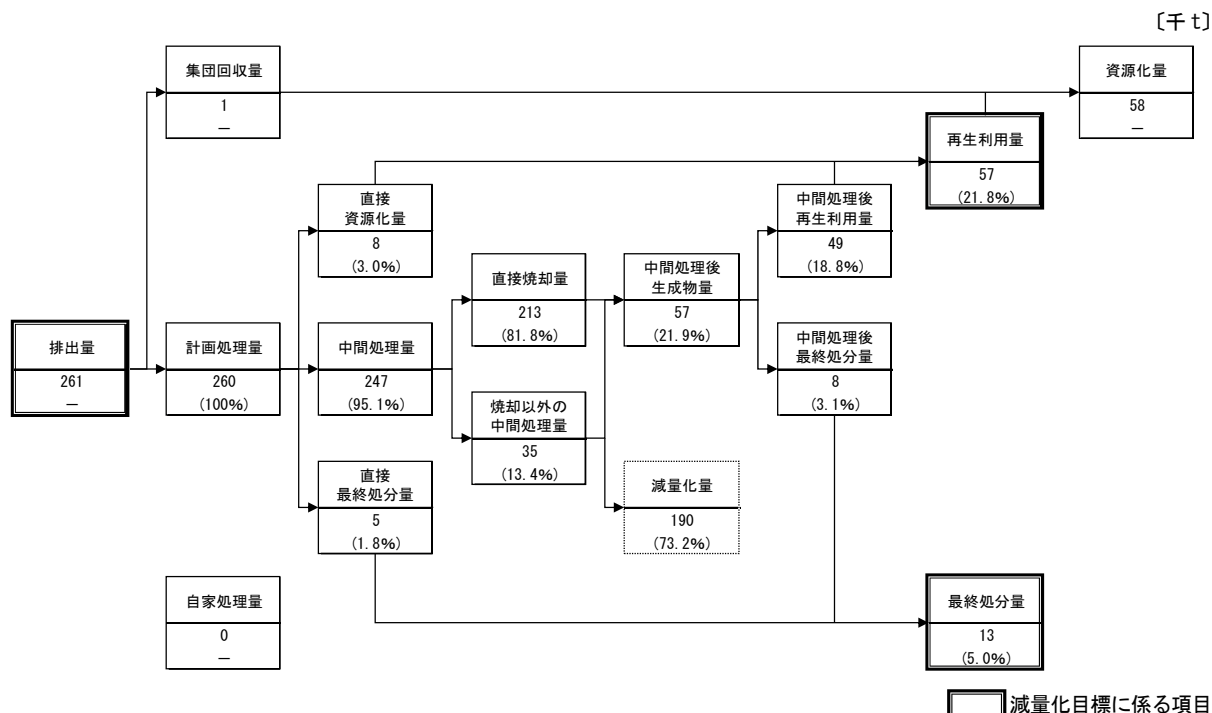
項目	数量 ^{※1}	割合 ^{※2}	備考
排出量	261千t (261,295t)	—	計画収集量+直接搬入量+集団回収量
計画処理量	260千t (259,948t)	100%	計画収集量+直接搬入量
再生利用量	57千t (56,779t)	21.8%	溶融生成物含む（集団回収量を除く。）
減量化量	190千t (190,288t)	73.2%	計画処理量-再生利用量-最終処分量
最終処分量	13千t (12,881t)	5.0%	直接最終処分量+中間処理後最終処分量
資源化量	58千t (58,126t)	—	集団回収量を含む
自家処理量	0千t (0)	—	自宅等で堆肥化等により処理される量

※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※2 割合は、() で示した数量により求めた。

注) 表中の各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・計画処理量：市町村等により収集されたごみ（計画収集量）と排出者が直接処理施設等に搬入したごみ（直接搬入量）の合計（集団回収量、自家処理量を除く。）
- ・再生利用量：市町村等で収集された後に直接資源化に供される量（直接資源化量）と処理施設等で溶融又は破碎・選別・圧縮等資源化利用可能な形に処理されたものの量（中間処理後再生利用量）を合わせたもの
- ・資源化量：再生利用量+集団回収量
- ・集団回収量：再資源化や社会福祉活動等の目的で学校、地域などで回収され、資源化されるものの量



注1) () は計画処理量に対する割合

注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は、表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図2-1-1 ごみ処理フロー（平成26年度）

ア. ごみ排出の概況

本県のごみ排出量は、平成 23 年度まで減少し、それ以降は概ね横ばいとなっており、平成 26 年度には 261 千トンとなっています。

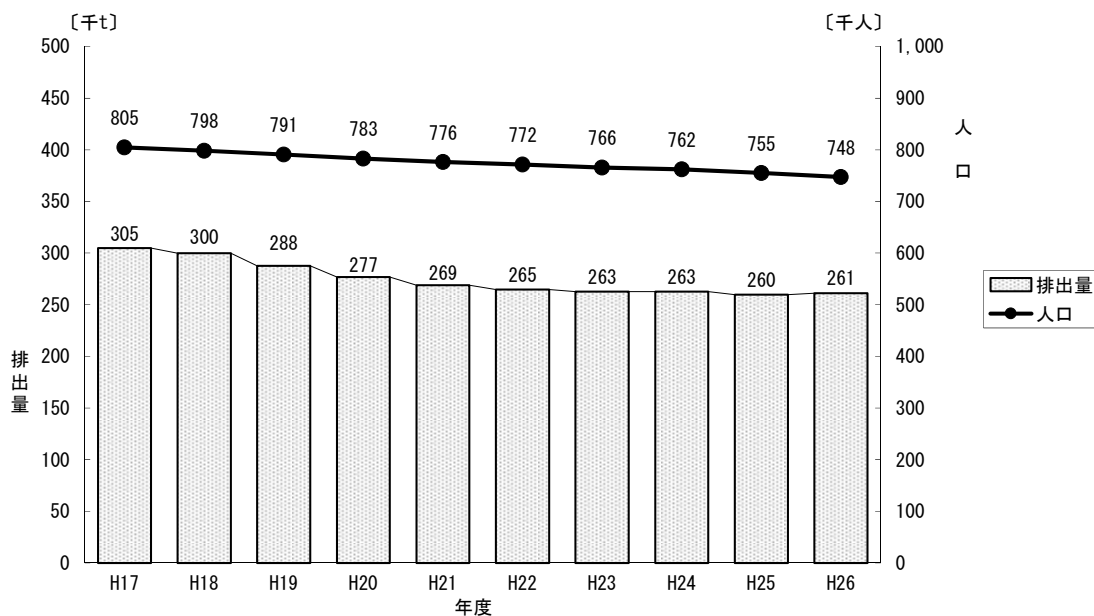
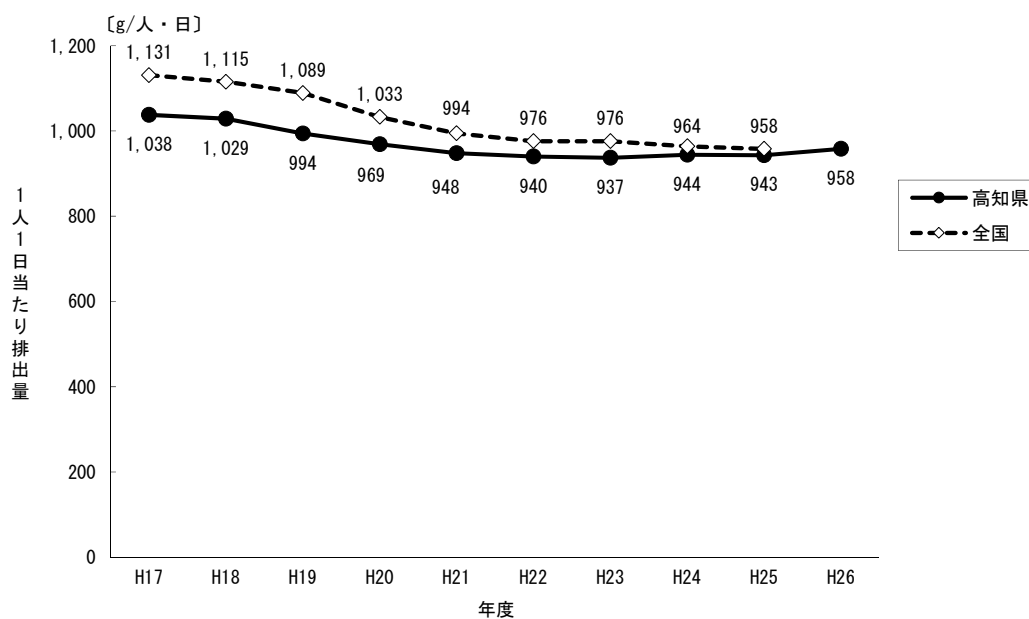


図 2-1-2 人口とごみ排出量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

平成 26 年度の本県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 958 グラム/人・日で、平成 25 年度における全国平均 958 グラム/人・日と同じです。また、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、平成 23 年度までは減少していましたが、それ以降は微増となっています。

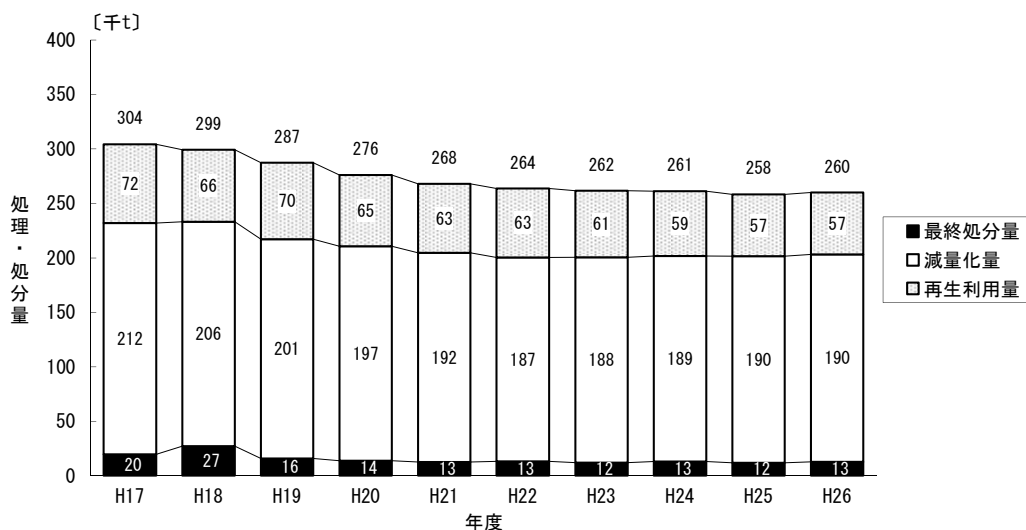


出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-3 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

イ. 処理・処分の概況

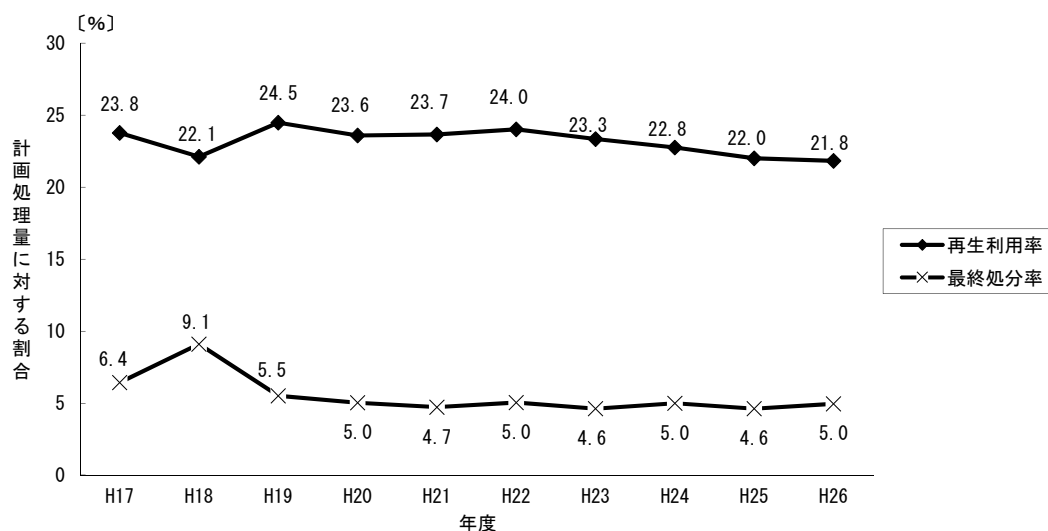
平成 26 年度の計画処理量 260 千トンのうち再生利用量は 57 千トン、減量化量は 190 千トン、最終処分量は 13 千トンとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、再生利用量は減少しているものの、最終処分量は近年ほぼ横ばいで推移しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-4 処理・処分量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

一方、平成 26 年度における再生利用率は 21.8 パーセント、最終処分率は 5.0 パーセントとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、再生利用率は平成 19 年度をピークに概ね減少しており、最終処分率は平成 20 年度以降概ね横ばいとなっています。



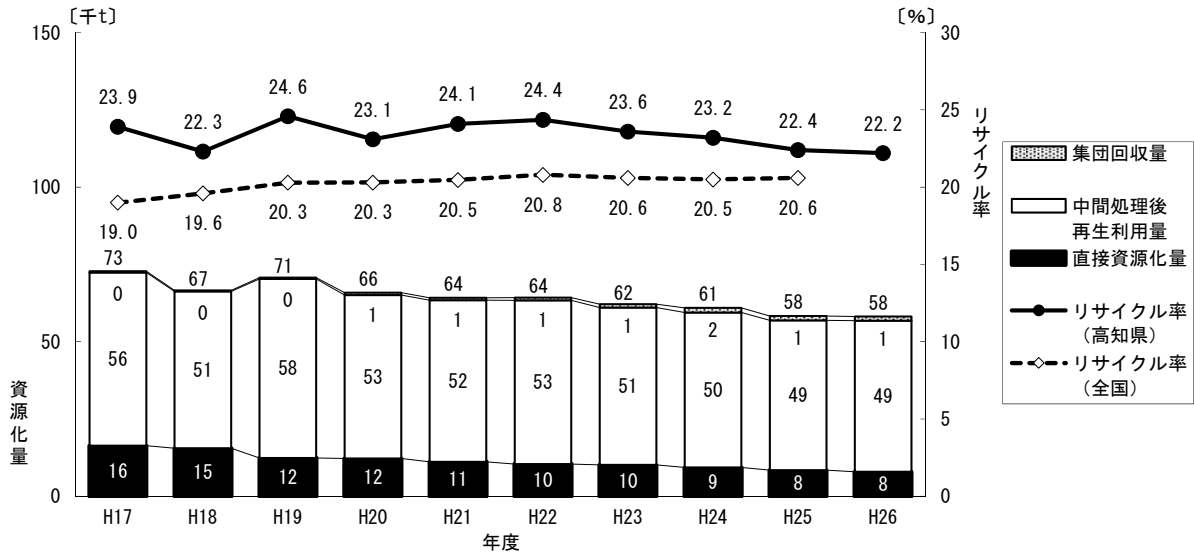
注 1) 再生利用率：再生利用量÷計画処理量

注 2) 最終処分率：最終処分量÷計画処理量

図 2-1-5 再生利用率、最終処分率の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

ウ. 資源化の概況

平成 26 年度の資源化量は 58 千トンで、内訳は直接資源化量 8 千トン、中間処理後再生利用量 49 千トン、集団回収量 1 千トンとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間における資源化量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量ともに減少しています。



注 1) リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ (計画処理量+集団回収量)

注 2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

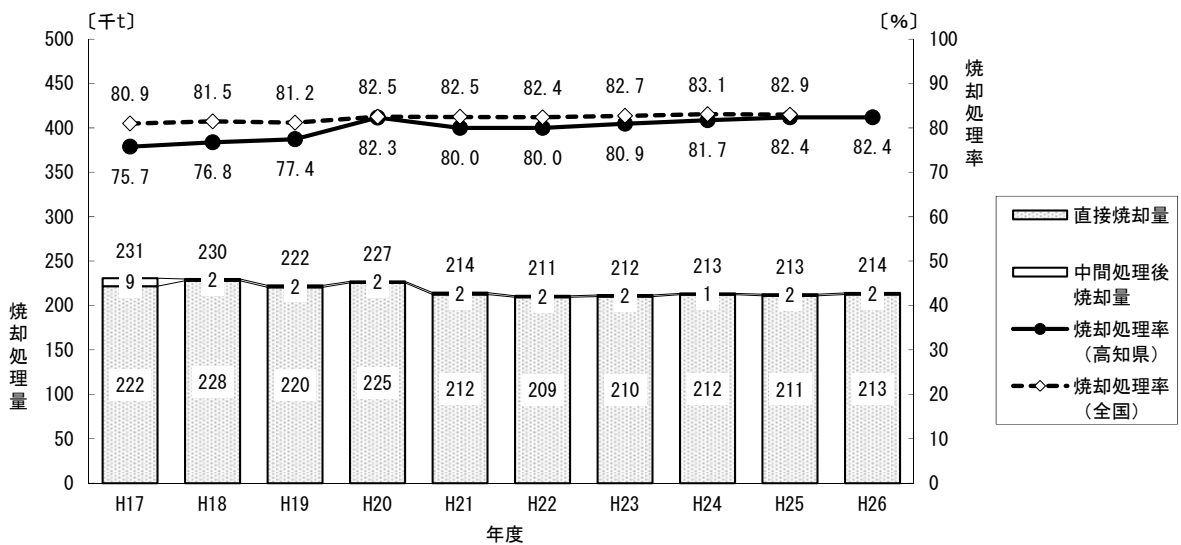
出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-6 リサイクル率、資源化量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

エ. 中間処理の概況

平成 26 年度の焼却処理量は、214 千トンでほとんどが直接焼却処理されています。

計画処理量に対する焼却処理率は平成 26 年度では、82.4 パーセントで平成 25 年度の全国平均（82.9 パーセント）に比べるとわずかに低くなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間における本県の焼却処理率は、平成 17 年度では全国平均に比べ約 5.0 ポイント下回っていましたが、平成 25 年度には概ね同じ水準となりました。



注 1) 焼却処理量は溶融処理量を含む。

注 2) 焼却処理量は中間処理後焼却量を含む。

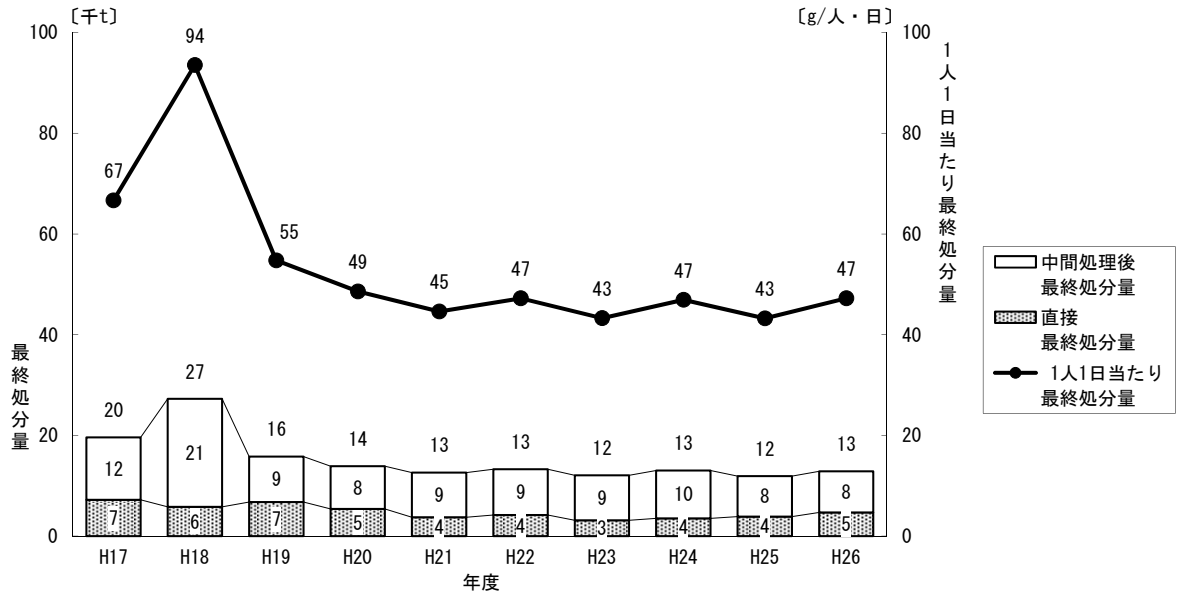
注 3) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-7 焼却処理量、焼却処理率の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

オ. 最終処分概况

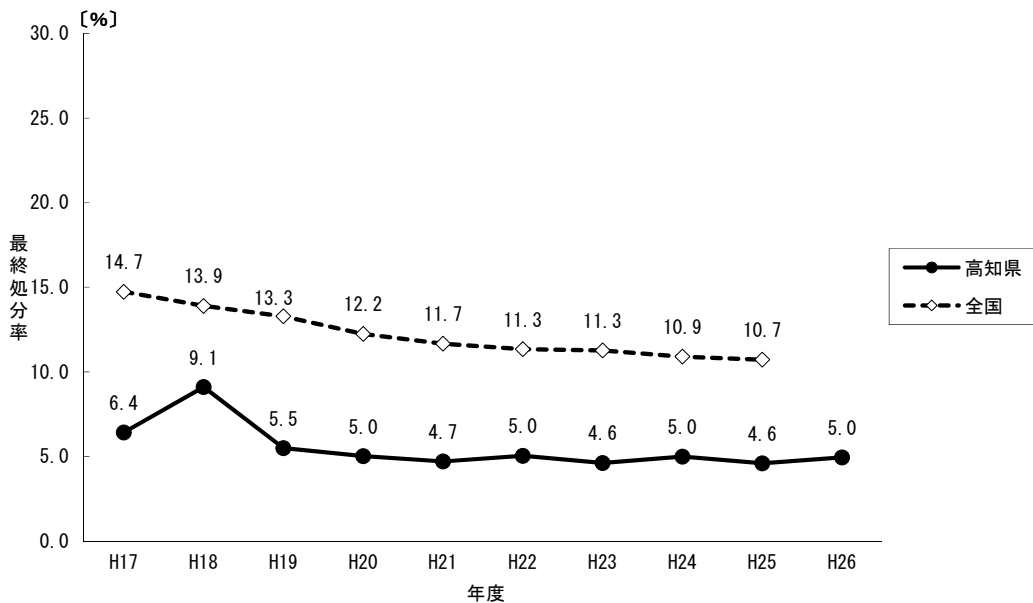
平成 26 年度における本県最終処分量は 13 千トンで、その内訳は直接最終処分量 5 千トン、焼却残渣を含む中間処理後最終処分量が 8 千トンとなっています。1 人 1 日当たりの最終処分量は 47 グラム/人・日で、平成 17 年度と比べて、溶融処理や固形燃料化といった資源化処理に加え、焼却灰・飛灰の資源化等の量が増加したことにより、約 30 パーセント減少しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-8 最終処分量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

また、計画処理量に対する最終処分率は、平成 26 年度は 5.0 パーセントとなっており、平成 25 年度における全国平均の 10.7 パーセントを大きく下回っています。



注) 最終処分率：最終処分量 ÷ 計画処理量

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)」

図 2-1-9 最終処分率の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

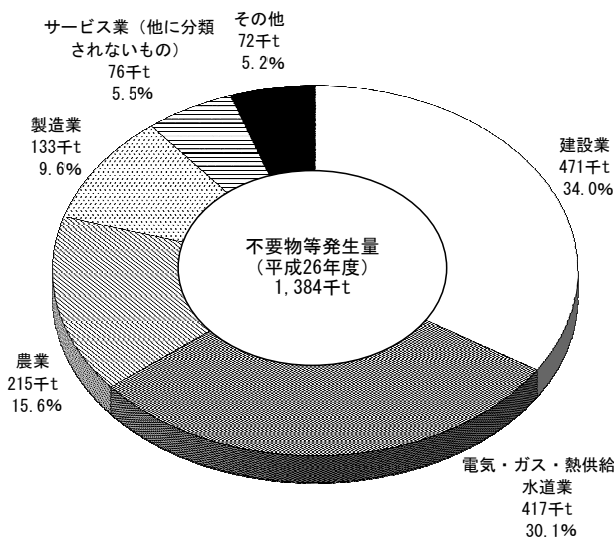
2. 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物

ア. 発生状況

本県が平成 27 年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成 26 年度における県内の事業所等から発生した不要物等発生量は 1,384 千トンと推計されています。

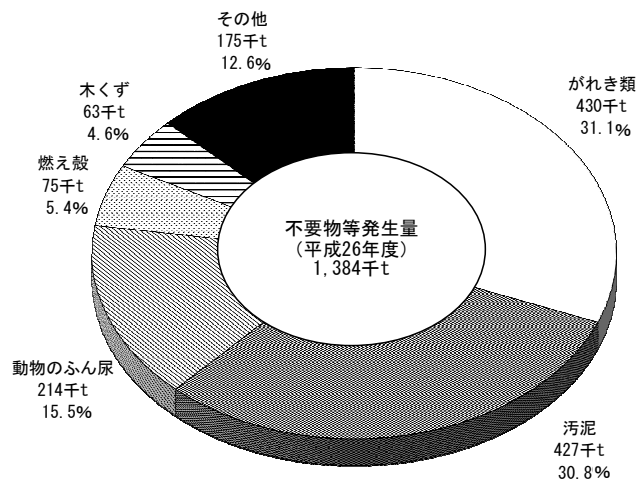
業種別に見ると、建設業が 471 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 34.0 パーセントを占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が 417 千トン（同 30.1 パーセント）、農業が 215 千トン（同 15.6 パーセント）、製造業が 133 千トン（同 9.6 パーセント）、サービス業（他に分類されないもの）が 76 千トン（同 5.5 パーセント）となっており、これらが上位 5 業種となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-1 業種別不要物等発生量（平成 26 年度）

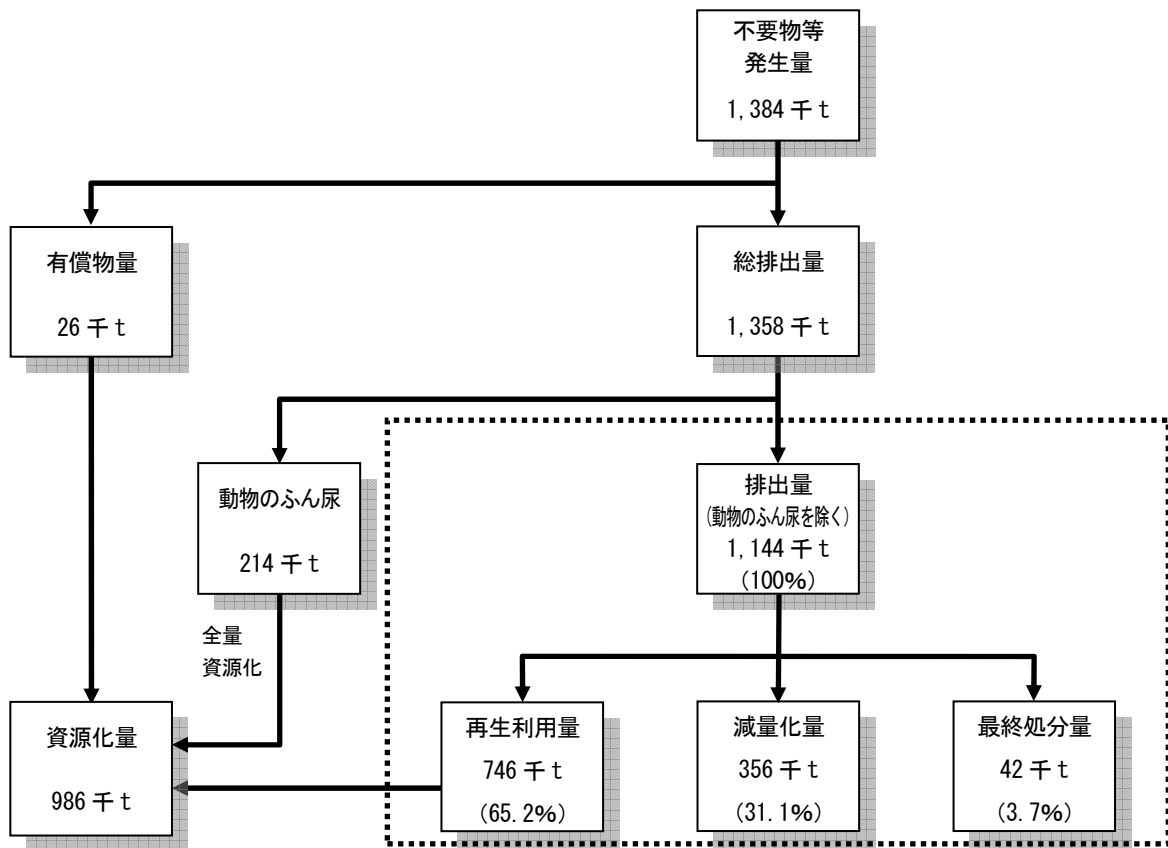
種類別に見ると、がれき類が 430 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 31.1 パーセントを占めています。次いで、汚泥が 427 千トン（同 30.8 パーセント）、動物のふん尿が 214 千トン（同 15.5 パーセント）、燃え殻が 75 千トン（同 5.4 パーセント）、木くずが 63 千トン（同 4.6 パーセント）となっており、上位 5 品目で全体のおよそ 9 割を占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-2 種類別不要物等発生量（平成 26 年度）

産業廃棄物の概略処理フローは下図のとおりです。



- 注1) () は排出量に対する割合
 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の値で計算した値とは一致しない場合がある。
 注4) [] 産業廃棄物の減量化目標に係る項目
 注5) フロー中の各区分の定義は以下のとおりとする。
- ・不要物等発生量 : 事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
 - ・総排出量 : 事業所内で生じた不要物のうち、有償物量を除いた量
 - ・有償物量 : 事業所内で生じた不要物のうち、中間処理されことなく有償で売却した量
 - ・資源化量 : 有償物量と再生利用量を合わせた量
 - ・動物のふん尿 : 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
 - ・再生利用量 : 排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
 - ・減量化量 : 排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量
 - ・最終処分量 : 排出事業者と処理業者等で最終処分された量

図 2-2-3 産業廃棄物の概略処理フロー (平成 26 年度)

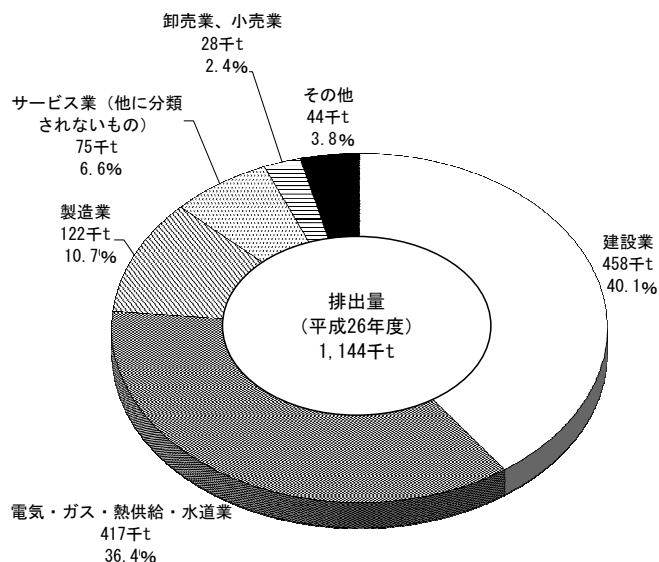
💡 動物のふん尿の取扱い

動物のふん尿は、発生量が多いものの、ほぼ全量が堆肥として利用若しくは畜舎内で減量化されているため、中間処理、最終処分といった処理体系に厳密に区分することが困難であること、排出形態が家畜の飼養に伴って発生することから、他の生産活動に伴って生じる産業廃棄物のように排出抑制を生産者の努力により達成することが困難と考えられます。こうしたことから、原則として次の「イ. 排出状況」以降は動物のふん尿を除外して取り扱うこととします。

イ. 排出状況

不要物等発生量から有償物量 26 千トン及び動物のふん尿 214 千トンを除いた排出量は 1,144 千トンとなっています。

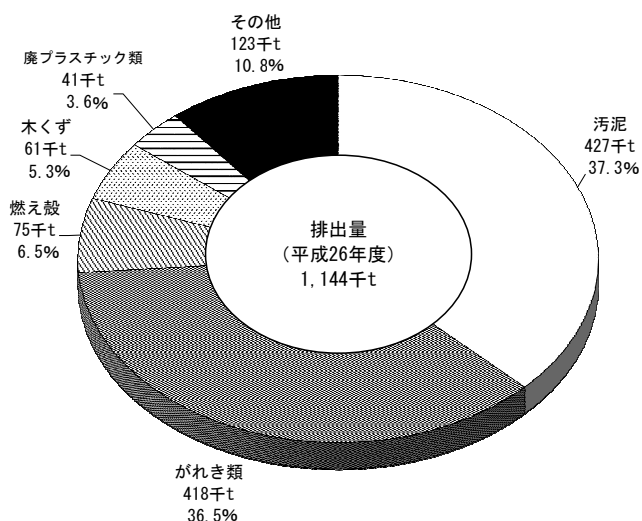
業種別排出量は、建設業が 458 千トンで最も多く、排出量全体の 40.1 パーセントを占めています。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が 417 千トン（同 36.4 パーセント）、製造業が 122 千トン（同 10.7 パーセント）、サービス業（他に分類されないもの）が 75 千トン（同 6.6 パーセント）、卸売業、小売業が 28 千トン（同 2.4 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-4 業種別排出量（平成 26 年度）

種類別排出量は、汚泥が 427 千トンで最も多く、全体の 37.3 パーセントを占めており、次いで、がれき類が 418 千トン（同 36.5 パーセント）、燃え殻が 75 千トン（同 6.5 パーセント）、木くずが 61 千トン（同 5.3 パーセント）、廃プラスチック類が 41 千トン（同 3.6 パーセント）となっています。

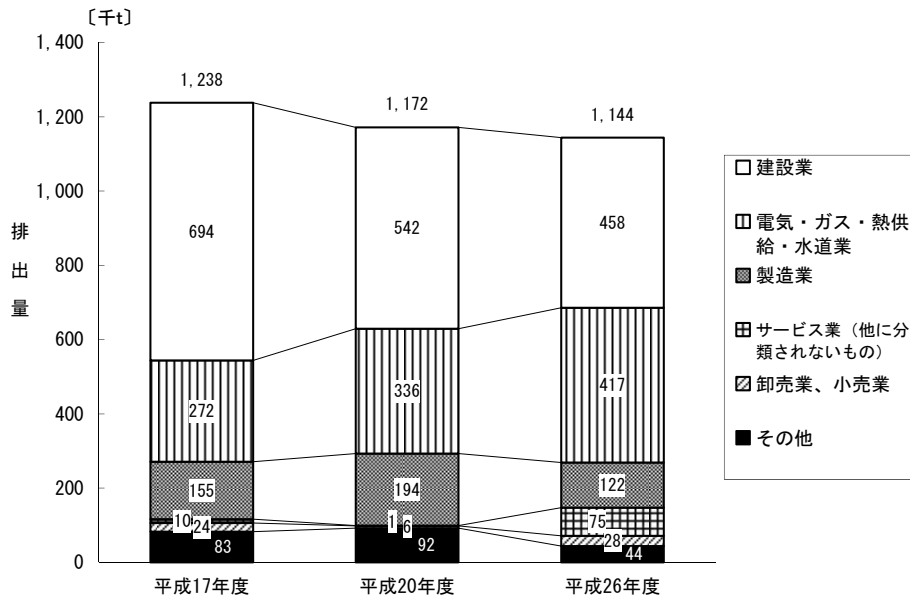


注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-5 種類別排出量（平成 26 年度）

産業廃棄物の排出量は、平成 17 年度以降減少しており、平成 26 年度は 1,144 千トンとなっています。

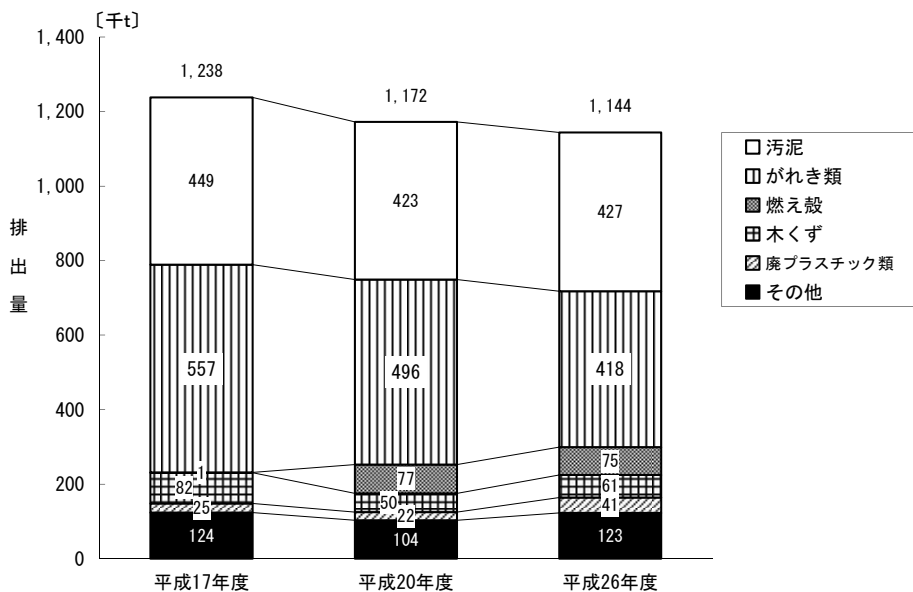
業種別排出量は、建設業、製造業が減少し、電気・ガス・熱供給・水道業が増えています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-6 業種別排出量の推移

また、種類別排出量は、がれき類が減少し、汚泥、木くず、廃プラスチック類が増加しています。

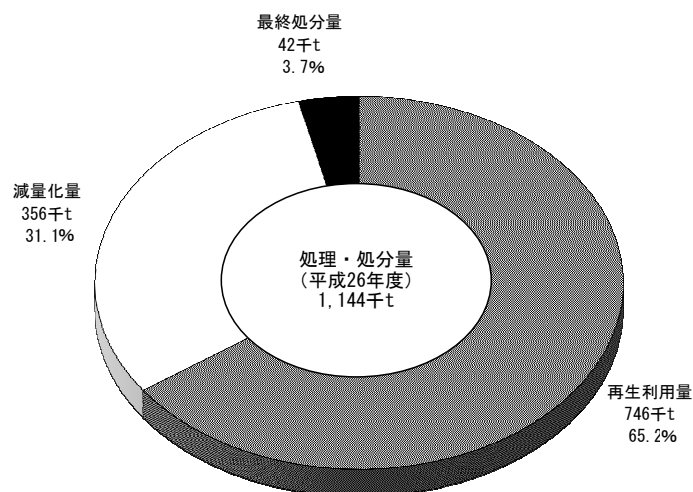


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-7 種類別排出量の推移

ウ. 処理・処分状況

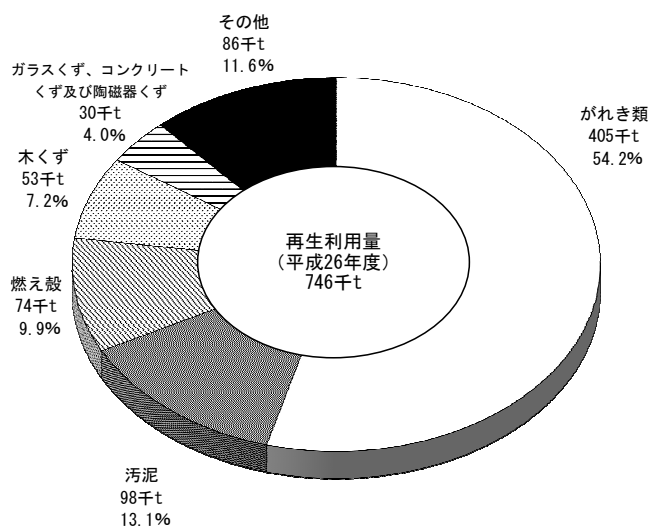
処理・処分量の状況は、建設資材や製品原料等にリサイクルされた再生利用量は 746 千トン（処理・処分量全体の 65.2 パーセント）、脱水や焼却により中間処理された減量化量が 356 千トン（同 31.1 パーセント）、最終処分量が 42 千トン（同 3.7 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-8 処理・処分量 (平成 26 年度)

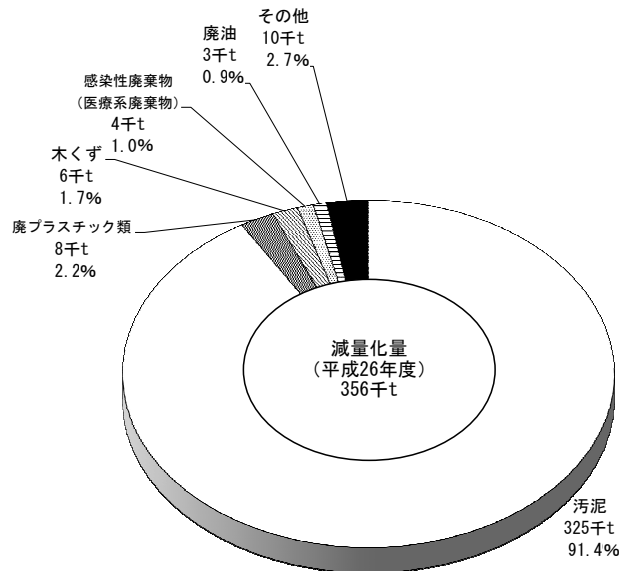
再生利用量 746 千トンの内訳は、がれき類が 405 千トンで最も多く、全体の 54.2 パーセントを占めています。次いで、汚泥が 98 千トン（同 13.1 パーセント）、燃えがらが 74 千トン（同 9.9 パーセント）、木くずが 53 千トン（同 7.2 パーセント）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが 30 千トン（同 4.0 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-9 再生利用量の種類別内訳 (平成 26 年度)

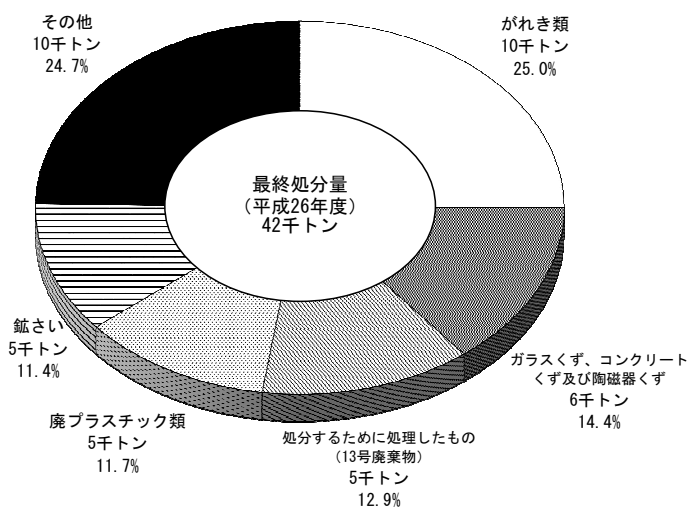
減量化量 356 千トンの内訳は、汚泥が 325 千トンで最も多く、全体の 91.4 パーセントを占めています。次いで、廃プラスチック類が 8 千トン（同 2.2 パーセント）、木くずが 6 千トン（同 1.7 パーセント）、感染性廃棄物が 4 千トン（同 1.0 パーセント）、廃油が 3 千トン（同 0.9 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-10 減量化量の種類別内訳 (平成 26 年度)

最終処分量 42 千トンの内訳は、がれき類が 10 千トンで最も多く、全体の 25.0 パーセントを占めています。次いで、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが 6 千トン（同 14.4 パーセント）、13 号廃棄物が 5 千トン（同 12.9 パーセント）、廃プラスチック類が 5 千トン（同 11.7 パーセント）、鋳さいが 5 千トン（同 11.4 パーセント）となっています。



注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 注 2) 廃棄物の種類は排出時の区分によるものとする。

図 2-2-11 最終処分量の種類別内訳 (平成 26 年度)

第3章 前回の計画目標の達成状況と課題

1. 前回の計画目標の達成状況

(1) 一般廃棄物

ア. 平成27年度の高知県の一般廃棄物減量化目標

前回の「高知県廃棄物処理計画（平成23年3月）」で定めた、本県の一般廃棄物の減量化目標は以下のとおりです。

なお、国の一般廃棄物減量化目標に即して、これ以降の「排出量」は、集団回収量を含まない「計画処理量」とします。

平成27年度の高知県の一般廃棄物減量化目標

- 排出量を平成19年度に対し約10パーセント削減します。
- 再生利用量を約25パーセントに増加します。
- 最終処分量を平成19年度に対し約22パーセント削減します。

イ. 減量化目標に対する達成状況

本計画に示された排出量、再生利用量、最終処分量の目標と平成27年度見込みを比較したところ、排出量、最終処分量は目標を達成すると見込まれますが、再生利用量は目標を下回ると見込まれます。

表3-1-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

項目	基準（平成19年度）		目標（平成27年度）		実績（平成26年度）		見込み（平成27年度）		
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合	
排出量（計画処理量）	287	100% ※1	259	100% ※190.0%	260	100% ※190.4%	256	100% ※189.0%	
処理	再生利用量	70	24.5%	65	25.0%	57	21.8%	56	21.8%
	減量化量	201	70.0%	182	70.4%	190	73.2%	188	73.3%
処分量	最終処分量	16	5.5% ※2	12	4.8% ※278.0%	13	5.0% ※281.5%	12	4.8% ※278.5%

注1) 網掛けをした箇所が目標と実績の比較すべき対象を示す。

注2) 見込み（平成27年度）については、「第4章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標」と同様に推計したものである。

注3) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注4) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

※1 平成19年度の排出量（287,392トン）に対する割合

※2 平成19年度最終処分量（15,805トン）に対する割合

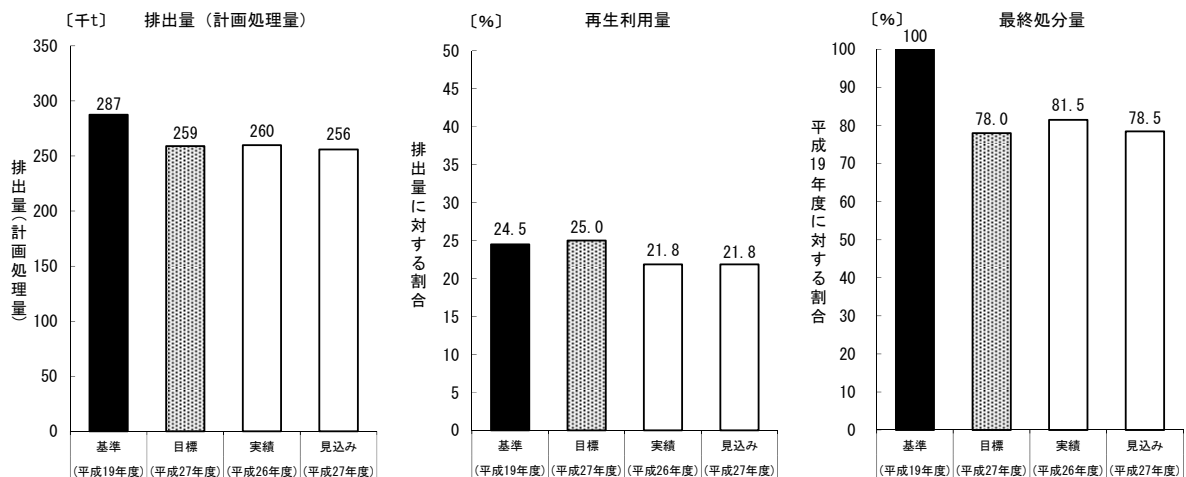


図3-1-1 目標と実績の比較

(2) 産業廃棄物

ア. 平成 27 年度の高知県の産業廃棄物減量化目標

前回の「高知県廃棄物処理計画（平成 23 年 3 月）」において、本県の産業廃棄物の減量化目標は以下のとおり設定されています。

平成 27 年度の高知県の産業廃棄物減量化目標

- 排出量を平成 20 年度に対し約 2 パーセント削減します。
- 再生利用量を平成 20 年度と同じ率（約 65 パーセント）とします。
- 最終処分量を平成 20 年度に対し約 12 パーセント削減します。

イ. 減量化目標に対する達成状況

本計画に示された排出量、再生利用量、最終処分量の目標は、平成 27 年度では、排出量、再生利用量では達成するものの、最終処分量は目標値に到達しないと見込まれます。

表 3-1-2 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

〔千 t〕

項 目	基準（平成 20 年度）		目標（平成 27 年度）		実績（平成 26 年度）		見込み（平成 27 年度）		
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合	
排出量	1,172	100%	1,149	100%	1,144	100%	1,125	100%	
処理	再生利用量	757	64.6%	742	64.6%	746	65.2%	726	64.5%
	減量化量	382	32.6%	378	32.9%	356	31.1%	359	31.9%
処分量	最終処分量	33	2.8%	29	2.5%	42	3.7%	40	3.6%

注 1) 網掛けをした箇所が目標と実績の比較すべき対象を示す。

注 2) 見込み（平成 27 年度）については、「第 4 章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標」と同様に推計したものである。

注 3) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 4) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

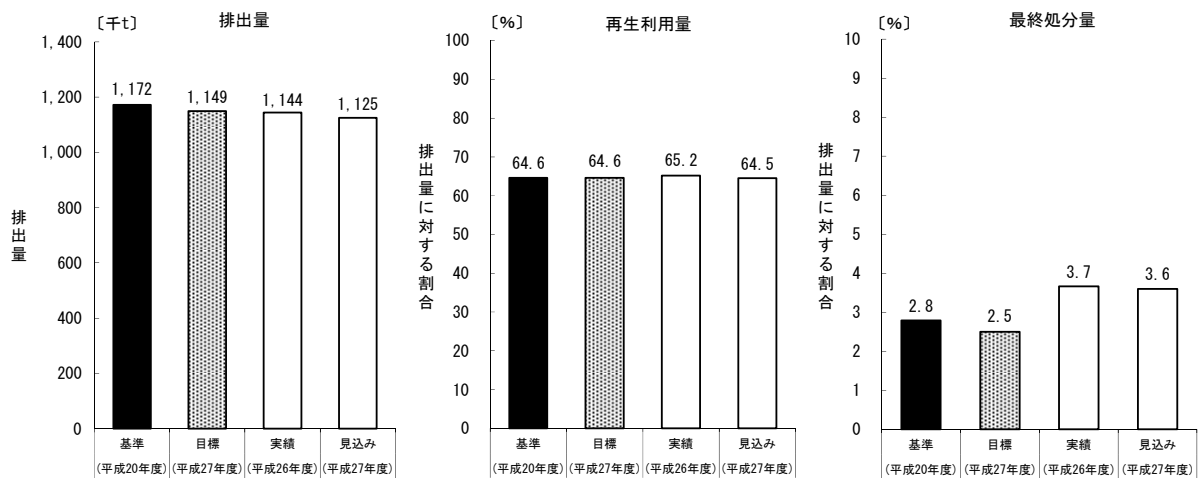


図 3-1-2 目標と実績の比較

2. 廃棄物処理の課題

(1) 一般廃棄物

ア. 3R※（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

(ア) ごみの 2R（リデュース・リユース）の推進

平成 26 年度における県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 958 グラムであり、ごみ排出量のピーク時である平成 13 年度（1,105 グラム）と比べると、147 グラム（約 13 パーセント）の減量となっています。しかしながら、国の基本方針では、2R への取組みの遅れが指摘されていることから、引き続き、発生抑制、再使用の向上に努める必要があります。

(イ) リサイクルの推進

一般廃棄物のリサイクル率は 22.2 パーセント（うち集団回収を除く再生利用率は 21.8 パーセント）であり、平成 25 年度の全国平均（20.6 パーセント）を上回っていますが、平成 22 年度をピークに低下しており、2R と併せてリサイクル率を向上させることが必要となります。

また、各種リサイクル法に基づく取組みと併せて、平成 25 年度に施行された小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電の回収体制の構築を支援していく必要があります。

イ. 適正処理の推進

(ア) ごみの適正処理の推進

平成 26 年度現在、ごみ焼却・溶融施設 8 施設、不燃・粗大ごみ処理施設 5 施設、固形燃料化施設（RDF）2 施設、資源化施設 17 施設、最終処分場 17 施設が稼働しています。

今後は、人口の減少に伴い、ごみの排出量が減少すると見込まれることから、処理施設の更新時には、広域処理や収集運搬の効率化の検討を行う必要があります。

また、処理施設の適正な維持管理はもとより、施設の長寿命化、温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時における対応を視野に置いた検討も必要となります。

(イ) し尿等の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥は、平成 26 年度現在、し尿処理施設 19 施設で処理されていますが、今後の施設更新や改修の際には、メタンガスやリン等の資源の回収について検討する必要があります。

(ウ) 不法投棄等不適正処理の防止

不法投棄や違法焼却等の不適正処理は、法律で禁止されているにもかかわらず、根絶されていないため、引き続き、県民や事業者に対する普及啓発を行い、未然防止に努める必要があります。

ウ. 意識改革の推進

循環型社会への転換を進めるためには、県民や事業者の 3R や分別意識を醸成していくことが重要です。このためには、市町村とともに、環境教育や廃棄物に関する情報の普及啓発を継続していく必要があります。

エ. 災害廃棄物処理体制の構築

県では、今後 30 年以内に 70 パーセントの確率で発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震の発生に際し、大量の災害廃棄物を迅速・適切に処理し、早期に県民の生活基盤を復旧・復興するため、平成 26 年 9 月に「高知県災害廃棄物処理計画 ver. 1」を策定しました。

今後、県では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、新しい知見や情報の収集に努め、官民を挙げて災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。

※ 3R：リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再資源化）の 3 つの頭文字を合わせた言葉で、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会形成を目指すための重要な取組みのこと。優先順位は、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順である。

(2) 産業廃棄物

ア. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

(ア) 2R（リデュース・リユース）の推進

国の基本方針では、2R への取組みへの遅れが指摘されていることから、今後は、リサイクルより優先順位の高い発生抑制や再使用に取り組んでいく必要があります。

(イ) リサイクルの推進

平成 26 年度における再生利用率は 65.2 パーセントと全国平均（42.0 パーセント）に比べ高い水準にあり、特に排出量の多い「汚泥」、「がれき類」については、「建設リサイクル法」に基づく取組みや下水道事業者による下水汚泥のリサイクルが積極的に行われています。

今後は、排出抑制とともに、再生利用の取組みが遅れている産業廃棄物について、再生ボードや建設資材等再生利用を推進していく必要があります。

イ. 適正処理の推進

(ア) 適正処理体制の維持

産業廃棄物の域内処理の方針のもと、平成 23 年度に県内で管理型最終処分場が供用を開始したことで、県内の産業廃棄物の適正処理体制が一定整いました。

今後も引き続き、排出事業者責任の原則のもと、民間主導による処理体制を基本とするとともに、産業廃棄物の適正処理を図る観点から、適切な処理能力を確保する必要があります。

(イ) 不適正処理の防止

不法投棄や違法焼却等については、排出事業者や処理業者に対する指導に努めているものの、依然として不適正な処理の根絶には至っていない状況です。

こうした不適正処理を防止するためには、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の徹底や優良産廃処理業者認定制度の利用拡大、並びに不法投棄の監視を継続するとともに、排出事業者、産業廃棄物処理業者に対し、法令遵守を徹底していく必要があります。

ウ. 意識改革の推進

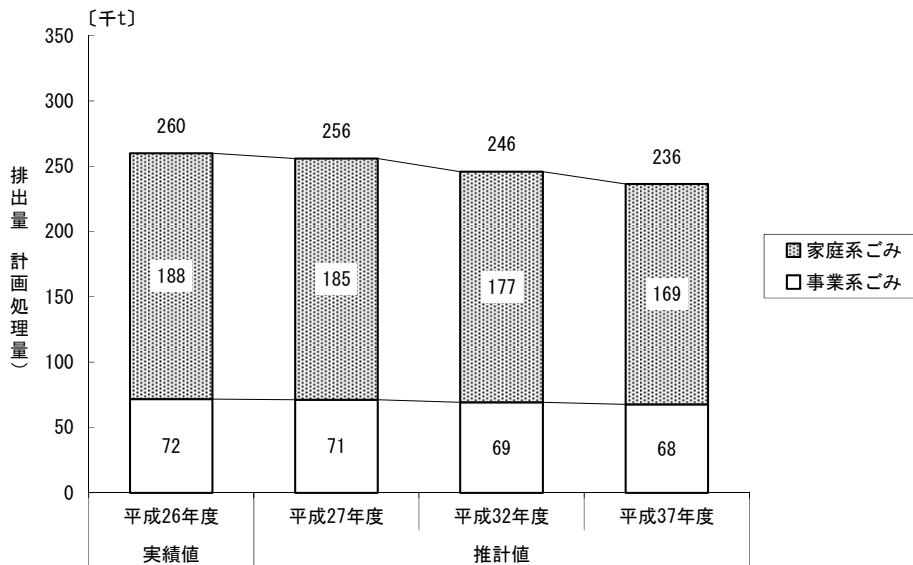
排出事業者や処理事業者が循環型社会や廃棄物に関する法令遵守の意識を醸成するため、廃棄物に関する様々な情報の提供や事業者の制度に対する理解を深めていくための啓発を継続していく必要があります。

第4章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標

1. 一般廃棄物の将来予測

ア. 排出量

排出量については、平成32年度は246千トン、平成37年度は236千トンとなり、平成26年度の260千トンに比べて平成32年度では約6パーセント、平成37年度では約9パーセントの排出量が減少すると推計しています。この主な要因は、人口の減少や2Rの取組みを進めることにより、家庭系ごみの排出量が少なくなること等によるものです。

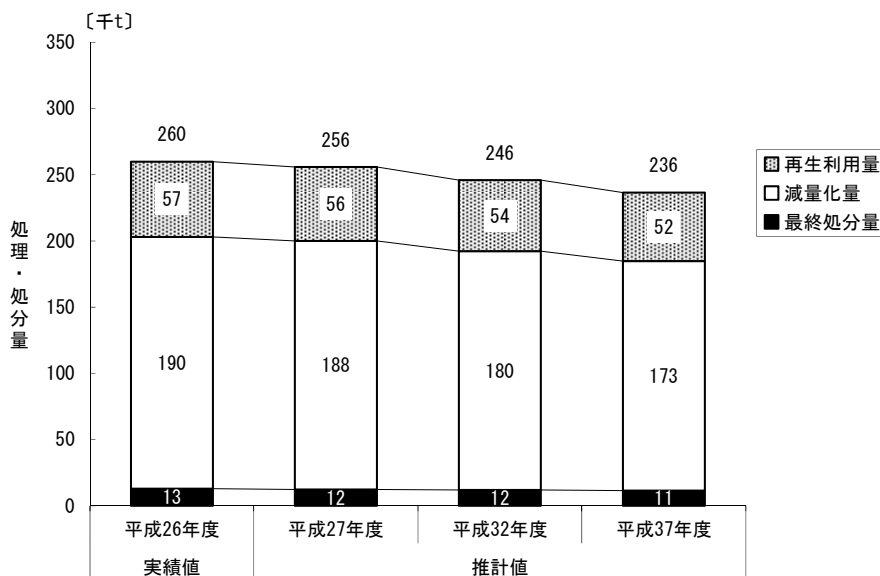


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図4-1-1 排出量（計画処理量）の将来推計

イ. 処理・処分量

処理・処分量については、平成32年度の再生利用量は54千トン、減量化量は180千トン、最終処分量は12千トン、平成37年度の再生利用量は52千トン、減量化量は173千トン、最終処分量は11千トンと推計しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

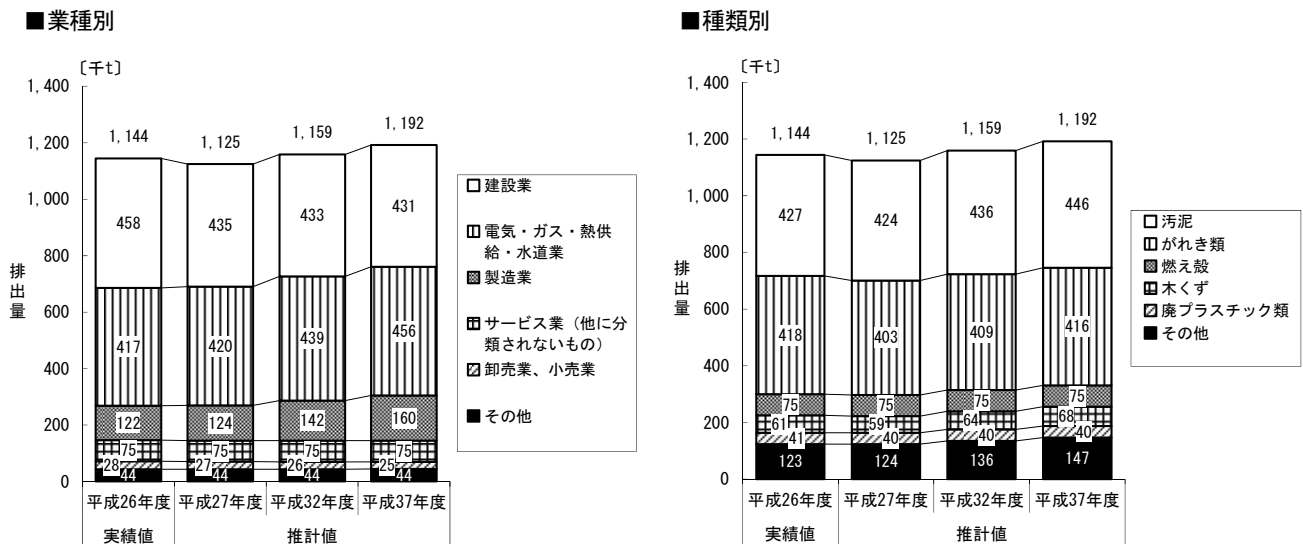
図4-1-2 処理・処分量の将来推計

2. 産業廃棄物の将来予測

ア. 排出量

将来の産業廃棄物発生量は、平成 32 年度は 1,189 千トン（平成 26 年度から 1.6 パーセント増加）、平成 37 年度は 1,225 千トン（同 4.7 パーセント増加）と推計しています。

これは、電気・ガス・水道・熱供給業において下水汚泥量が増加すると推計されるほか、産業振興の推進による経済の活発化により、産業廃棄物の発生量が増加することを考慮したものです。排出量は、平成 32 年度は 1,159 千トン（平成 26 年度から 1.3 パーセント増加）、平成 37 年度は 1,192 千トン（同 4.2 パーセント増加）と、こちらも平成 26 年度の 1,144 千トンに比べて、増加すると推計しています。



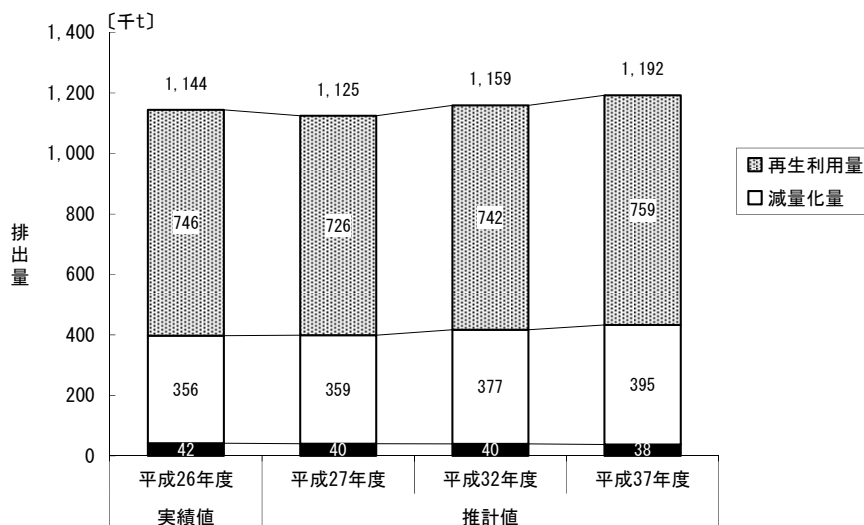
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 4-2-1 排出量の将来推計（業種別・種類別）

イ. 処理・処分量

処理・処分量は、排出量の増加に伴い、再生利用量、減量化量が増加傾向となりますが、最終処分量は減少すると推計しています。

減量化量は、再生利用量の増加及び最終処分量の減少に伴って増加すると推計しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 4-2-2 処理・処分量の将来推計

3. 一般廃棄物の減量化目標

(1) 国の減量化目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月改正 環境省告示第 7 号 以下「国の基本方針」という）」に即して設定する必要があります。

国の基本方針に示された減量化目標は以下のような内容となっています。

国の減量化目標（一般廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○排出量を平成 24 年度に対し約 12 パーセント削減 ○再生利用量を約 27 パーセントに増加 ○最終処分量を平成 24 年度に対し約 14 パーセント削減 ○1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量※を 500 グラム（平成 24 年度に対し約 8 パーセント削減）に削減

※ 資源ごみ排出量及び集団回収量を除く

(2) 高知県の減量化目標

高知県の減量化目標（一般廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○排出量を平成 24 年度に対し約 12 パーセント削減します。 ○再生利用量を約 25 パーセントに増加します。 ○最終処分量を平成 24 年度に対し約 25 パーセント削減します。 ○1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 537 グラム（平成 24 年度に対し約 8 パーセント削減）に削減します。

表 4-3-1 高知県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

項目	平成 24 年度 (基準)		平成 26 年度 (実績)		平成 32 年度 (推計)		平成 32 年度 (目標)		
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合	
排出量（計画処理量）	261	100%	260	100%	246	100%	230	100%	
処理 ・ 処分量	再生利用量	59	22.8%	57	21.8%	54	21.8%	58	25.0%
	減量化量	189	72.2%	190	73.2%	180	73.3%	162	70.5%
	最終処分量	13	5.0%	13	5.0%	12	4.8%	10	4.5%
1 人 1 日当たりの家庭系 ごみ排出量	584g/人・日	—	592g/人・日	—	579g/人・日	—	537g/人・日	—	

注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

4. 産業廃棄物の減量化目標

(1) 国の減量化目標

産業廃棄物の減量化目標は、一般廃棄物と同様に国の基本方針に即して設定する必要があります。

国の基本方針に示された減量化目標は以下のような内容となっています。

国の減量化目標（産業廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内 容	○排出量の増加を平成 24 年度に対し 3 パーセントに抑制 ○再生利用量を約 56 パーセントに増加 ○最終処分量を平成 24 年度に対し約 1 パーセント削減

(2) 高知県の減量化目標

産業廃棄物の減量化目標は、平成 26 年度の最終処分量について、平成 27 年度の減量化目標を上回っているものの、再生利用は高い水準にあることを考慮し、以下のように定めます。

高知県の減量化目標（産業廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内 容	○排出量の増加を平成 26 年度に対し約 1 パーセントに抑制します。 ○再生利用量を平成 26 年度水準（排出量の約 65 パーセント）に維持します。 ○最終処分量を平成 26 年度に対し約 8 パーセント削減します。

表 4-4-1 高知県の産業廃棄物の減量化目標

項 目		平成 26 年度		平成 32 年度		平成 32 年度	
		(基準)	割合	(推計)	割合	(目標)	割合
排出量		1,144	100%	1,159	100%	1,155	100%
処理 ・	再生利用量	746	65.2%	742	64.0%	753	65.2%
	減量化量	356	31.1%	377	32.5%	364	31.5%
処分量	最終処分量	42	3.7%	40	3.4%	38	3.3%

注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

💡 「国の基本方針」の主旨について

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国の基本方針）」が平成28年1月21日に変更されました。

新たな国の基本方針では、今後の廃棄物処理の基本的な方向が以下のように示されています。

○廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

また、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「基本法」という。）における優先順位が高い2R（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況である。

さらに、東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的な利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める必要がある。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、さらに地域社会に貢献するものとなる。

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日環境省告示第7号）」抜粋

第5章 施策の展開

廃棄物処理に関する課題を解決し、この計画を着実に推進していくため、廃棄物の処理やリサイクルに関する関連法令^{*}に従って、官民協働により、一般廃棄物及び産業廃棄物に係る様々な施策を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

※本計画の根拠となる廃棄物・リサイクル関係法令

○環境基本法（平成5年11月施行）

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律

○循環型社会形成推進基本法（平成13年1月施行）

循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定された法律
処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めている。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法 昭和45年9月施行）

廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを定めた法律

○資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法 平成13年4月施行）

循環型社会を形成していくために必要な3Rの取組みを総合的に推進するための法律
特に事業者による3Rの取組みが必要となる業種や製品の指定、事業者が自主的に取り組むべき内容を規定している。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法 平成12年4月施行）

家庭から排出される容器包装廃棄物を資源として有効利用することによりごみの減量化を図るため、消費者、市町村、事業者それぞれに役割を担うことを定めた法律

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法 平成13年4月施行）

一般家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）から有用な部品や材料をリサイクルし、最終処分量の削減と資源の有効利用を促進するための法律

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法 平成13年5月施行）

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用を目的とし、食品関連事業者などの取り組むべき事項を定めた法律

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法 平成14年5月施行）

建設解体業者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請企業などの手続を定めた法律

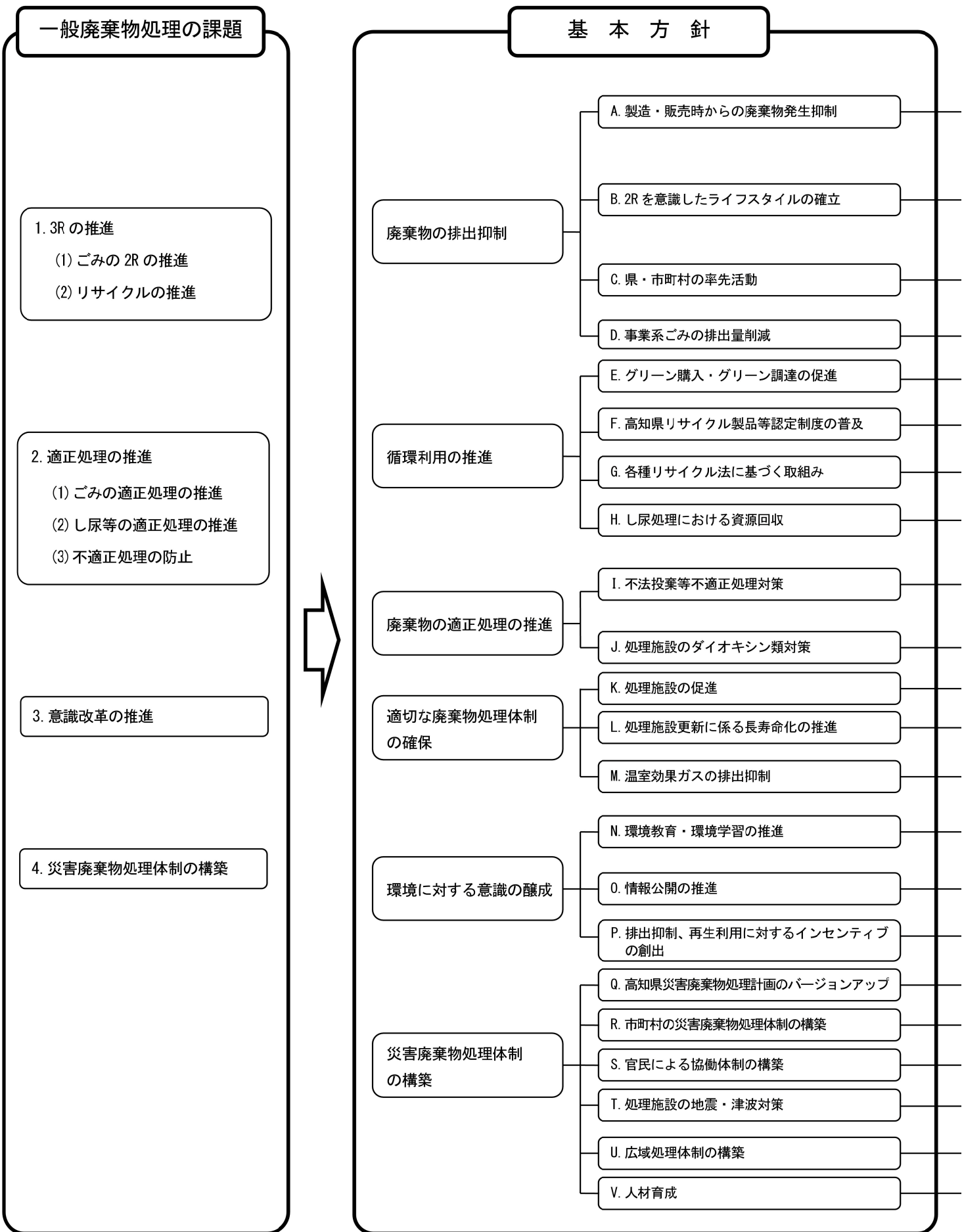
○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法 平成17年1月施行）

所有者、引取業者、解体事業者等がそれぞれ責任をもち、自動車の解体時に発生するシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類の処理に適切に対応することを定めた法律

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法 平成25年4月施行）

デジタルカメラ、携帯電話、パーソナルコンピュータやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定や再資源化事業に関する規定を定めた法律

一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容



施策の内容

○環境配慮設計による材料を無駄にしない設計や製造方法の検討、廃棄時の分別のしやすさやリサイクル性の向上を推奨
○過剰包装の見直し、簡易包装や有料化等の削減対策を推奨
○リユース製品の拡大を推奨
○フードバンク等食品産業における食品ロス低減の取組みを推奨

○購入時の過剰包装の辞退やエコバッグの普及啓発
○量り売り可能な商品の購入の促進
○繰り返し使用できる製品の使用を推奨
○無駄のない消費活動を推奨

○県の公共施設からのごみの排出を抑制
○市町村の循環利用に対する取組みを支援
○地域のごみ問題に取り組む団体やNPOの活動を支援

○事業者の自主的な減量化、資源化を推奨

○「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境への負荷の少ない製品の購入・調達
○市町村、県、事業者によるグリーン購入を促進

○循環資源を利用して製造された製品、環境配慮型事業所、エコショップ認定の拡大
○制度の普及促進とPRの推進

○「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集と適正処理の推進を支援
○小型家電リサイクル法に基づく市町村による回収体制の構築と住民への普及・啓発を支援

○し尿処理におけるメタンガス、リンの回収を促進

○市町村の不法投棄や散乱ごみの防止対策を支援
○不法投棄等の情報の提供と市町村による支障除去の指導と支援
○福祉保健所を拠点とした地域の監視パトロール、緊急撤去
○環境美化月間等を通じた官民連携による清掃活動の実施

○処理状況の把握とダイオキシン類対策への助言・指導を継続

○マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル施設の整備に関する技術的助言

○ストックマネジメントによる長寿命化・既存施設の有効利用、強靱化を支援
○施設の集約・広域化に対する技術的助言

○既存施設の改修時の省エネルギー化、温室効果ガス排出抑制を指導

○県民や事業者による環境教育・環境学習の取組みを支援
○学校教育における啓発資料の収集・提供
○住民団体による環境学習活動を支援

○一般廃棄物に関する排出量、処理・処分状況等の情報の把握と県民への公開
○ごみ焼却施設の維持管理データの積極的な公開を促進

○市町村等における優れた取組みの紹介

○「高知県災害廃棄物処理計画」のブラッシュアップによる実効性の向上
○国の行動指針や最新の知見の反映

○「ひながた、手引き、マニュアル」の活用や啓発講演会の開催、個別訪問等による市町村計画の策定支援

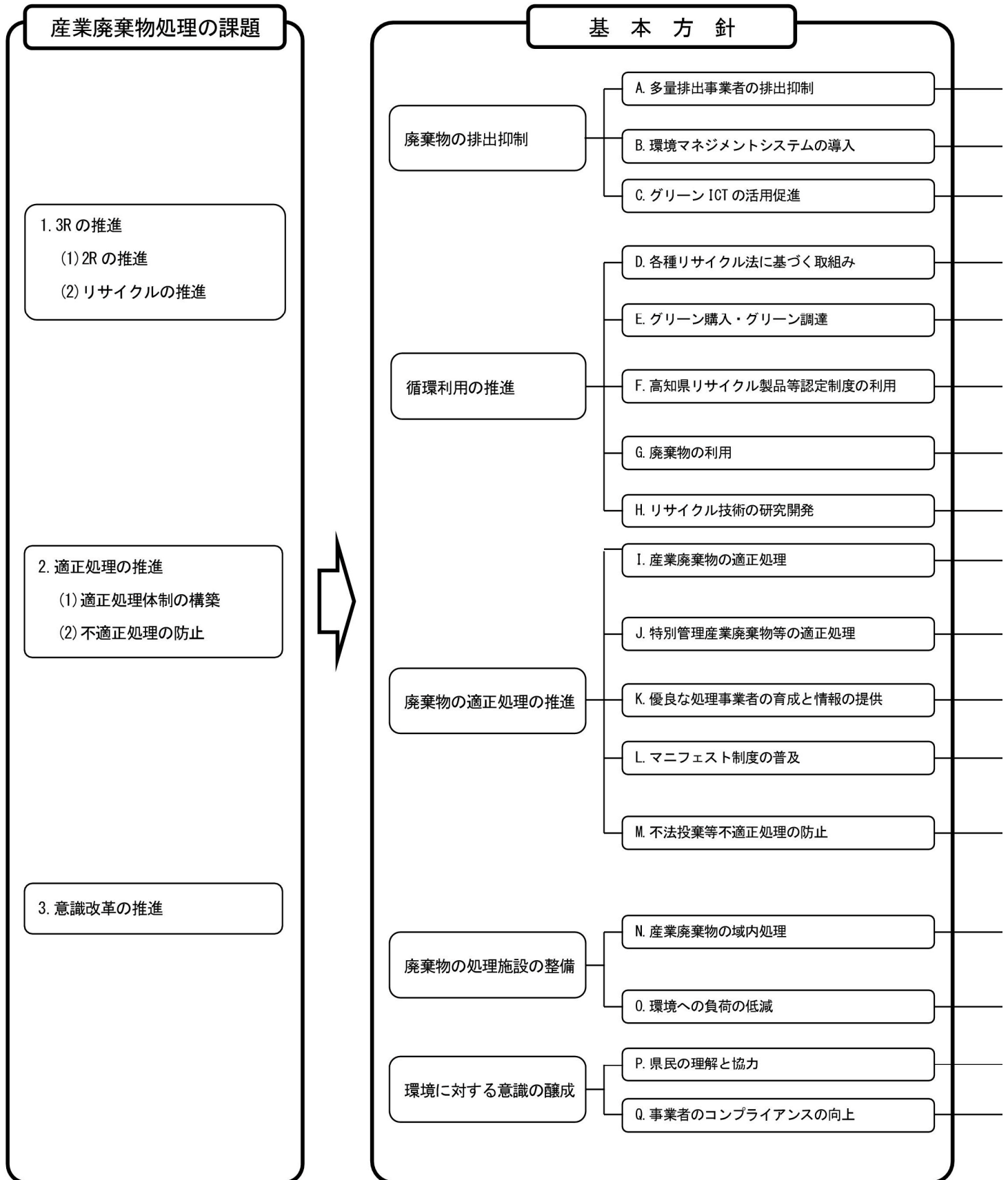
○事業者団体等との協力協定の締結

○処理施設のBCP（事業継続計画）の策定を促進
○処理施設の耐震化と南海トラフ巨大地震を考慮した処理能力の確保を促進

○県内・外における広域処理の仕組みづくりに関する調整・支援

○廃棄物処理及び環境技術管理のスキル向上

産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容



施策の内容

○多量排出事業者に対する処理計画の作成と計画実施時の指導の徹底
○排出抑制のための情報提供の実施

○事業者のエコアクション21や相互認証された環境マネジメントシステム（EMS）などの導入の推奨・支援

○ICT（情報通信技術）の活用によるペーパーレス化による廃棄物の排出抑制を促進

○公共工事から排出される産業廃棄物の再生利用の継続と民間事業への普及拡大
○循環利用可能な品目の拡大の促進

○「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の少ない製品の購入・調達
○市町村、事業者へのリサイクル製品購入の促進

○「高知県リサイクル製品等認定制度」の普及
○認定製品や認定エコショップ、環境配慮型事業所のPR

○木質バイオマス発電から生じる燃焼灰等の有効活用等、マテリアルリサイクルに関する情報提供
○廃棄物の焼却による熱エネルギーの有効活用等、サーマルリサイクルの情報提供

○廃棄物の再生利用技術の開発に関する情報提供

○排出事業者及び処理事業者に対する適正処理の指導

○PCB 廃棄物の適正な保管と早期処理の推進
○廃石膏ボード、鉢さい、燃え殻の再生利用の促進
○特定有害産業廃棄物の適正な取扱いと処理処分に対する助言・指導

○「優良産廃処理業者認定制度」の普及と排出事業者に対する優良な処理事業者の周知

○マニフェスト制度の普及、交付状況報告の徹底
○電子マニフェストの利用促進による排出事業者の負担軽減と処理の透明性確保

○不適正処理の未然防止のための啓発及び早期対処のため、廃棄物監視員によるパトロールの継続
○不適正処理に対する行政処分
○事業者等への立入検査の実施

○民間主導による施設整備の促進
○必要な処理能力を確保するための公共関与を含めた施設整備の検討
○廃棄物処理法及び高知県産業廃棄物処理指導要綱に基づく施設整備の指導

○産業廃棄物処理施設の設置及び改良時における温室効果ガス排出抑制対策の指導
○産業廃棄物処理施設・最終処分場のダイオキシン類等有害物質の排出状況の監視、指導

○産業廃棄物の排出・処理状況に関する情報の提供

○廃棄物に関する講習会を通じて、排出抑制や適正処理の励行を促進

第6章 計画を円滑に推進するための役割

循環型社会を構築するため、県民、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ次の役割に応じて行動することが求められます。

表 6-1-1 関係者と県の役割

主 体	求められる役割
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生の少ない商品や繰り返し使用できる商品の選択に努める。 ○長期間利用、食べきり・使い切り等による一般廃棄物の排出抑制に努める。 ○分別・リサイクルを行い、市町村等による循環的利用の取組みに協力する。
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○原材料の選択や製造・輸送工程の工夫等、不要品の有効利用により、廃棄物の排出抑制に努める。 ○再生利用による減量、廃棄物処理事業者への処理委託等により、廃棄物の循環的利用に努める。 ○法令を遵守するとともに廃棄物の適正な処理の確保に努める。
処理事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○法令を遵守するとともに生活環境の保全に配慮し、安全で適正な処理施設の設置・運営に努める。 ○施設や処理情報等の公開により、住民への信頼の確保に努める。 ○講習等を通じて知識や処理技術の向上に努める。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発や情報提供、環境教育等により住民の自主的な取組の促進に努める。 ○分別収集の推進及び再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める。 ○一般廃棄物の適正な処理の確保に努める。 ○小売業者に引取義務のない廃家電や使用済小型家電等の回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努める。 ○適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理に努める。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村への技術的助言や関係機関との調整に努める。 ○市町村等職員の人材育成に努める。 ○事業者への指導監督に努める。 ○民間による処理体制確保を基本としつつ、必要な処理能力の確保に努める。 ○県内における災害廃棄物の処理体制の構築に努める。